

【件名】 A C T 政府による制限緩和措置の発表（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

● 5月8日の国家内閣が制限緩和の方針を出したことを受け、A C T 政府は、5月8日午後11時59分から実施される制限緩和措置を発表しました。

【本文】

A C T 政府は、5月8日午後11時59分から、以下のとおり制限を緩和する旨発表しました。

- 1 屋内・屋外を問わず10人までの集会在可能。なお、自宅で二家族が集まり、二家族の合計が10名を超えてしまう場合は適用除外。屋内では、4平米に1人の原則が適用。
- 2 結婚式は、式の挙行者を除き10人までの参加が可能。
- 3 葬儀の催行者を除き、屋内の葬儀は20人まで、屋外の葬儀は30人までの参列が可能。
- 4 宗教的な儀式や礼拝所では、式の催行者を除き10人まで参加が可能。
- 5 屋外のブートキャンプや接触のないフィットネス活動は、機器を共有せず最大10人までの参加が可能。
- 6 不動産のオープンハウスやオークションは10人までの参加が可能。
- 7 公立学校は5月18日から6月2日にかけて段階的に再開。

詳細は下記をご参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/faqs-changes-to-restrictions-8-may-2020>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス専用サイト：<https://www.health.gov.au/news/health->

[alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert](#)

※当館はACT（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の規制や政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州，NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州，SA州，TAS州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>